

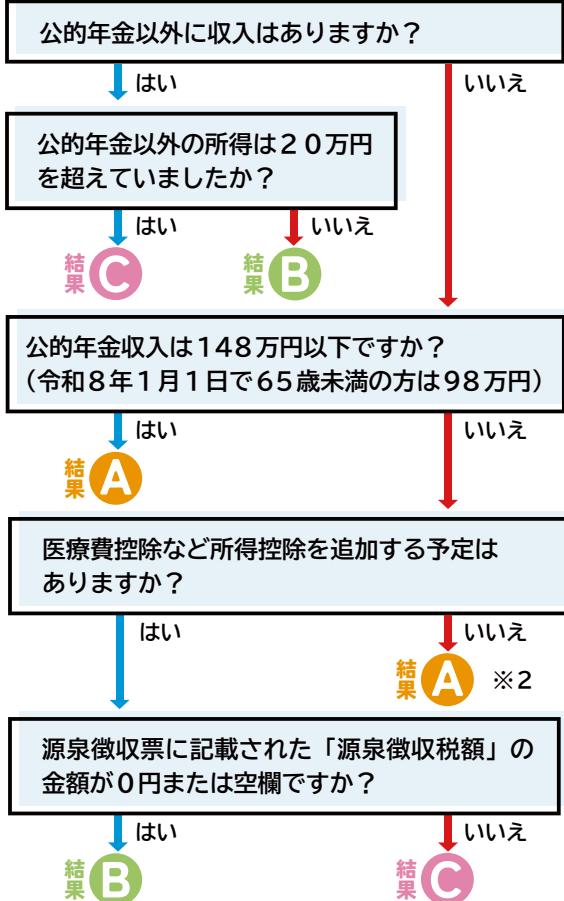
所得税

市・県民税の申告が始まります

申告が必要か確認しましょう

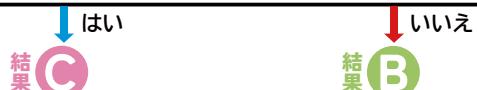
① 主な収入が公的年金の方

遺族年金・障害年金は除きます



③ 営業・農業・不動産などの収入があった方

所得金額（収入金額から必要経費を引いた額）が所得控除（所得から差し引かれる金額）より大きいですか？



結果 A 申告の必要はありません ※1※2

結果 B 市・県民税の申告が必要です ※3

結果 C 所得税の確定申告が必要です

■問合せ 確定申告について ▶佐野税務署 ☎22-4366
市・県民税について▶市民税課 ☎20-3008

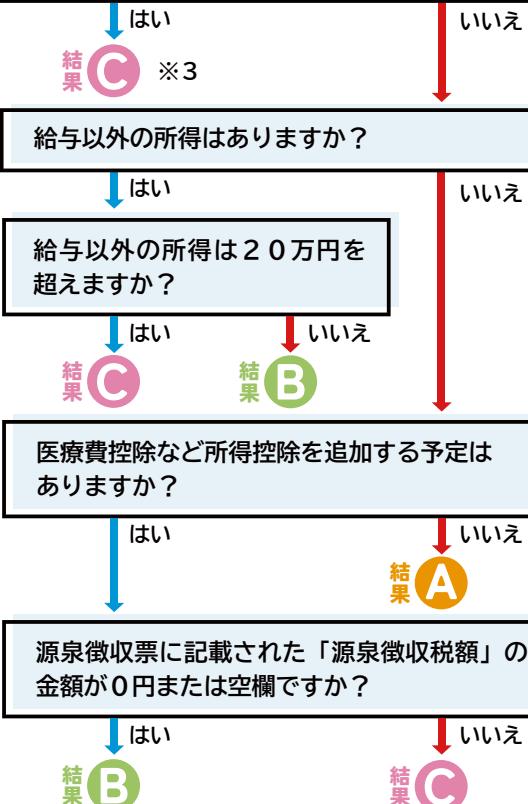
② 対象

- ・所得税の申告が必要な方
- ・令和8年1月1日時点で、佐野市に住民登録がある方で市・県民税の申告が必要な方

② 主な収入が給与の方

次のうちいずれかに該当しますか？

- ・本業以外に20万円以上給与あり
- ・勤務先で年末調整をしていない



④ 収入なしの方

親族の誰かの税制上の扶養である（扶養している親族の源泉徴収票にあなたの氏名が記載されている）



※1 所得課税証明の発行や国民健康保険税などの算定に市・県民税申告が必要になる場合があります。

※2 公的年金収入が400万円を超える場合は、確定申告が必要になります。

※3 令和7年中に再就職し、新しい勤務先で前職分も含めて年末調整している方は含みません。

結果Bの方 市・県民税の申告方法

申告書の作成 市ホームページ「市・県民税申告書作成コーナー」で必要事項を入力して作成、印刷ができます。また、住民税額の試算や、ふるさと納税限度額の試算もできます。

申告書の提出 3月16日(月)までに市民税課へ郵送または持参してください。

〒327-8501(住所不要)市民税課宛

※申告に関する詳しい情報は、市ホームページをご覧ください。



▲市・県民税申告書作成コーナー



▲申告について詳しく述べこちら
(市ホームページ)

結果Cの方 所得税の確定申告方法

スマホやパソコンからの申告が便利!

申告書の作成 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」からスマホまたはパソコンとマイナンバーカードを利用して自宅からいつでもオンラインで提出ができます。

申告書の郵送先 3月16日(月)までに関東信越国税局業務センターへお送りください。

〒328-8587(住所不要)関東信越国税局業務センター栃木分室宛

佐野税務署の確定申告会場へ来場する方

▶開設期間 2月16日(月)~3月16日(月)(土日祝日を除く)

▶受付時間 8:30~16:00(入場整理券配付終了まで) ▶相談開始 9:00~

※確定申告会場の入場には、「入場整理券」が必要です。

国税庁LINE公式アカウントからオンラインでの入場整理券の事前発行をお勧めします。

確定申告会場では、マイナンバーカード方式によるスマホ申告を基本としています。

マイナンバーカードと併せてパスワード(①署名用電子証明書用②利用者証明用電子証明書用)が分かるようにしてお越しください。



▲確定申告はこちら



▲マイナポータル連携はこちら



▲国税庁LINE公式アカウント

申告会場での申告方法

会場は非常に混雑しますので、可能な限りe-Taxや郵送での申告をお願いします

市の会場で受け付けできる申告の種類

- 給与、年金、総合課税の配当、個人年金などの確定申告
- 確定申告義務のない営業、農業、不動産所得などの申告
- その他の市・県民税申告

受付方法

- 当日、整理券配布時間内に会場にお越しください。
- 整理券を配布しますので、整理券に記載された相談時間に再来場してください。

※当日の予約上限数を超えた場合は受け付けできません。

市の会場で受け付けできない申告の種類

- 営業、農業、不動産、譲渡、山林所得に関する確定申告
- 畜産に関する申告、青色申告、過年度申告、亡くなった方の確定申告
- 暗号資産、先物取引、FXに関する申告
- 分離課税の配当所得、外国税額控除に関する申告
- 住宅借入金等特別控除の初回申告など

注意事項

- 事前予約や日時の指定はできません。
- 整理券配布開始時刻より著しく早くから並ぶ行為はご遠慮ください。
- 会場には待合スペースはありません。予約時間に合わせて再来場してください。
- 必要書類が不足している場合は申告を受けられません。
- 会場内では係員の指示に従ってください。

各種会場に持参する主なものは、市ホームページをご覧ください。

※申告の内容により必要な書類が異なりますので、ご注意ください。

